

広報

あいお



寒さなんか吹き飛ばせ

(少年剣友会、けいこ始め)

'85

No.254

2・1

発行 秋穂町役場



あなたも こんな目にあいたいですか

シートベルトの着用を推進し、その定着化を図ろうと、昨年十二月十七日に行われた町議会で、シートベルト着用宣言が決議されました。昨年中は、幸い私たちの町では交通事故死者は出ませんでした。しかし、県下での死者数は二年連続して増加しています。もしシートベルトを着用していたら、死亡した人のうち半数の人が助かっていたらどういわれています。

あなたも締めてみませんか、シートベルト。

シートベルト いつも乗るたび 乗せるたび

昨年、
全国での犠牲者は
秋穂町の人口に匹敵

昨年中の全国での交通事故死亡者は、九千二百六十二人。一昨年に比べるとやや減少したものの、三年連続の九千人突破です。

県下では百七十六人の犠牲者が出ており、二年連続増加しています。ところが、中国地方をみますと山口県だけが増加という結果でした。

私たちの町では、一昨年中は一人の死亡者が出ました。昨年は、幸いにも一人の犠牲者も出ずに済みました。しかし、相変わらず物損事故のほうは多いようです。

一般道路でも
シートベルト着用を

現行の道路交通法では、高速道路でのドライバーに対してはシートベルトの着用が義務づけられています。

それに加え、シートベルトの着用義務を一般道路にも広げ、運転者はもちろん助手席の人にも着用を義務づけようとする、道交法の改正案が、春ごろの国会に提出されようとしています。

シートベルトを
着用しましょう



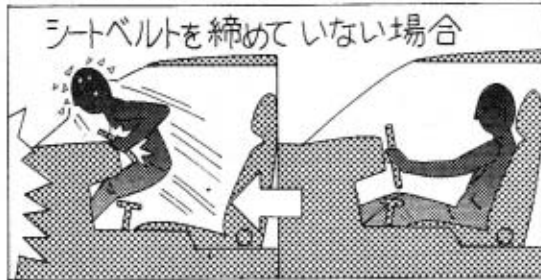
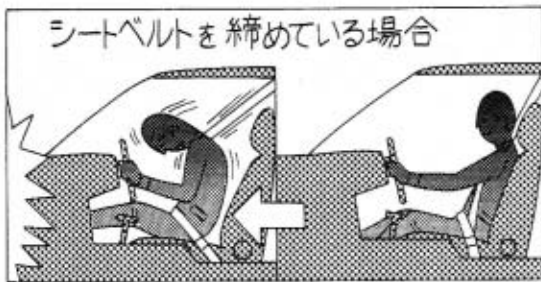
小郡警察署
交通課長
市原修さん

大量交通時代の今日、悲惨な交通事故は跡を絶ちません。このようななかで、少しでも事故を減少させ、万一事故に遭ったときでも被害を最小限にとどめるため、シートベルトの着用が叫ばれております。シートベルトは、面倒、窮屈などの理由で利用されていないのが大半のようです。

しかし、すでに着用が制度化されている欧米では死亡事故が二割から三割も減少しており、我が国でも着用を義務づけることが検討されております。今年は新しい意味で、シートベルト着用推進元年と言っても過言ではないと思っております。

我が身は、自分自身で守る以外に方法はありません。ドライバーのかたはもちろん同乗されるかたも確実にシートベルトを着用し、更に安全運転に努めていただきまして、安全で住みよい秋穂町になりますようお祈りいたします。

シートベルトの効用



また、世界三十カ国でも法制化されています。
このような流れもあり、シートベルト着用宣言はまさに時代に適したものだといえます。

時速20キロで 体重の6倍の衝撃

シートベルトは、交通事故のとき致命傷になりやすい頭や胸を損傷から守ってくれます。
「衝突事故に遭っても、腕や足でふんばるからシートベルトなんていらぬ」などという人はいませんか。実は、腕や足で耐えられる衝撃は、体重の二〜三倍が限度です。

では、時速二十キロで固定壁にぶつかったときの衝撃はどのくらいかというところ、体重の六倍以上の力が加わるのです。わずか時速二十キロのスピードでも腕や足だけでは耐えられず、車に乗っている人の体はハンドルやフロントガラスにぶつかってしまいます。

ところが、シートベルトをしていると体は座席に固定され、ハンドルなどにぶつかってケガをするのを防いでくれます。

もし締めていたら 半数は助かっていた

「シートベルト着用はめんど

うだ。身体が拘束されて動きがとれない。川に落ちたりしたらどうするのか」といった意見をよく耳にします。

しかし、最近のシートベルトは余裕ができるように、また、とっさの場合でもすぐはずせるように工夫されているものもあります。

乗車中に死亡した人たちが、もしシートベルトをしていたら、十人のうち五人は助かっていただろうといわれています。

また、シートベルトをするこ

とによって安全運転を心がけるといふ、心のベルトの引き締めにもなるでしょう。
さっそく、今日からあなたも締めてみませんか、シートベルト。

私は
シートベルトで
命拾いました

— 運転歴二十数年の職業運転手 —

去年のことでした。小郡駅南のバイパスに上がろうとして、交差点に差しかけた時です。私は直進。相手は一時停止。しかし、真つすぐ来たものから、私と相手の車は直角にぶ

つかってしまいました。
「ドカーン」とものすごいショックで歩道の境界ブロックに当たり、つつじの木を投げ払い、標識に食らいついて止まりました。車は、両方ともスクラップ

でした。
私は、病院でやっと気がつき「助かった」とホッと胸をなでおろしました。しかし、ドアが開いた時に腰を打撲し、目の上を切って入院しました。
もし、シートベルトをしていなかったら、外にはうり出されあの世行きになっていたでしょう。そりゃあ、足や手で突っ張り切れるものじゃありません。

シートベルト着用宣言の町 秋穂町に関する決議

近年の自動車交通の進展はめざましいものがあり、国民皆免許時代の到来を迎えています。

これにより、道路交通環境は、混合交通、多様化、車両の増大等悪化の状況にあります。また、交通事故による死者も、諸対策の推進にもかかわらず依然と発生し、なかでも車両事故の場合、命綱となるシートベルトの着用率が低いことによる重大事故が依然

として発生していることはまことに遺憾なことであります。このたび、シートベルト着用全国運動が展開される機会に町民あげて、「つけようシートベルト」を合言葉に、ドライバーはもちろんのこと、同乗者もみんなが常時シートベルトを着用するよう習慣づけ悲惨な事故防止のため町民一体となって取り組むものである。

以上決議する。

昭和五十九年十二月十七日
秋穂町議会

公民館だより

全員が元気に完走

元旦早朝マラソン大会



ゼッケン1番と2番のチビっ子

絶好のマラソン日和に恵まれ、幼児からお年寄り、家族づれ等二百人が参加し、新春恒例の元旦早朝マラソン大会を大海地区、秋穂地区それぞれで盛大に実施



お父さんといっしょにイチ、ニッ

一年の幸福と健康な体力づくりを願い、各自思い思いのスピードで、全員が元気いっぱい走りしました。
折り返し点の正八幡宮と赤崎神社では、神前に今年の幸せと健康を祈願しました。

新春の大空を乱舞

新春たこあげ大会



ぼくのとこは あれよりよくあがるぞ

新春恒例の「たこあげ大会」を、一月六日(日)に祇園町埋立地で開催しました。
自慢の手づくりのたこを手に「たくましい秋穂っ子」が多数参加し、新春の大空へ乱舞させ一年を力強くスタートしました。各賞は、次のとおりです。

- 低学年の部(小三以下)**
- デザイン賞 田中克志 中野
 - アイデア賞 松富英之 日地
 - 揚力賞 緒方孝次 中野

- 高学年の部(小四以上)**
- デザイン賞 久弘武司 中野
 - アイデア賞 徳永 健 中野
 - 揚力賞 安光一郎 中野
- 団体の部**
- デザイン賞 緒方、田中組 中野
 - アイデア賞 原田、緒方組 中野
 - 揚力賞 原田、久弘組 中野
- 講習会参加者の部**
- デザイン賞 原田佳和 中野
 - アイデア賞 徳永 健 中野
 - 揚力賞 吉村仁志 西青江

2月の学級・教室開催日

日・曜	中央公民館	大海分館	日・曜	中央公民館	大海分館	日・曜	中央公民館	大海分館
1(金)	トレーニング・民謡 エアロビクスダンス		11(月)		民謡	21(木)	青年団・民謡・謡曲・洋裁 スポ少空手	謡曲
2(土)	テニス・茶道・コーラス		12(火)	トレーニング・剣道・テニス 安来節	詩吟	22(金)	トレーニング・木彫 エアロビクスダンス	
3(日)	絵画・3B体操・バドミントン		13(水)	卓球・詩吟・文学	民謡	23(土)	テニス・カラオケ	茶道
4(月)			14(木)	青年団・民謡・謡曲・楽焼 いてふ会・スポ少空手	謡曲	24(日)	綱引き大会・絵画・3B体操 バドミントン・サッカースポ少	
5(火)	トレーニング・剣道・テニス 安来節・和裁・華道	詩吟	15(金)	トレーニング・民謡 エアロビクスダンス 家庭教育学級(幼)		25(月)		民謡
6(水)	卓球・詩吟・高齢者		16(土)	テニス・茶道・コーラス		26(火)	トレーニング・剣道・テニス	詩吟
7(木)	青年団・民謡・謡曲・洋裁 スポ少空手	謡曲	17(日)	体力づくり走ろう大会 スキー教室 絵画・3B体操・バドミントン		27(水)	卓球・詩吟・文学	民謡
8(金)	トレーニング・木彫 エアロビクスダンス		18(月)			28(木)	青年団・民謡・謡曲 スポ少空手	謡曲
9(土)	テニス・カラオケ	茶道	19(火)	トレーニング・剣道・テニス 安来節・和裁・華道	詩吟			
10(日)	絵画・3B体操・バドミントン サッカースポ少		20(水)	卓球・詩吟・読書会 家庭教育学級(一般)				

情報



■体力づくり

町民走ろう大会

第十三回体力づくり町民走ろう大会を、二月十七日(日)(雨天の場合三月十日)町道・青江宮ノ且線で開催します。

体力づくりコース(三キロ)とチャレンジコース(五キロ)の二部で実施します。

各自の体力に応じて多数のかたに参加していただきたいと思えます。

申し込みは、各区の社会体育推進委員へご連絡ください。準備の都合上、当日の申し込みは受け付けません。



汗だくの完走(去年の大会より)

■綱引き

選手権大会

第二回秋穂町綱引き選手権大会を次の要領で開催します。

地区や職場の仲間呼びかけ、チームを作って力自慢に挑戦してみませんか!!

奮っての参加をお待ちしています。

期日 二月二十四日(日)午前八時三十分から

場所 秋穂小体育館

種目 ▽一般男子:三十九歳まで・四十歳以上、▽一般女子

チーム編成 ▽人数:十二人以上(監督一名、コーチ一名、選手十名) ▽体重:一般男子の競

技選挙八名の合計体重は六四〇キまでとし、申告制とします。

一般女子は体重制限はありません。

申し込み 二月十五日(金)までに、参加料一チーム千円を添えて、中央公民館か大海支所に申し込んでください。

詳しくは中央公民館へお尋ねください。



歯をくいしばって(去年の大会より)

■子ども会

ハイキング

秋穂・大海両地区の子どもが

交流し、友情と親ほくを深め、併せて郷土の史跡や産業を知ることが目的に、三月三日(日)子ども会ハイキングを実施します。

コース、時間等の詳細についてはまだ決っていませんが、後日各区の子ども会育成会長さんにご連絡いたします。

たくましく元気な秋穂っ子の皆さん、たくさん参加してください。

幼児時代

可能性を信じて

〇たくましく生きる力を育てる

(1) 幼児の生活の中から

子どもたちは、

一日の生活を家庭、幼稚園、保育園、地域の中で、集団又は一人で過しています。

成長し発達しているのです。



No.106 家庭教育通信

No.106

しかし、今の教育は、人間教育の最も大事な「生きる」ことの意味や価値を、子どものからだや生活を通して厳しく教えていないのではないのでしょうか。

また、今の子どもたちは、どこから甘やかされ厳しく鍛えられていないために、ひ弱で忍耐力に乏しく、何かの衝撃によってすぐに欲求不満や自信喪失に陥り、自立できなくなる傾向が強いです。

「鉄は熱いうちに打て」「三つ子の魂百まで」と言われるように、幼児期のうちから、日常生活の中で厳しくしつけ鍛えて、健康でたくましくねばり強く生きる力を育てることが望ましいのです。

(2) たくましい、ねばり強い子

三歳児であれば三歳児らしく、「心身ともにねばり強い子」に育てることが、四歳児への基礎となります。このように幼児期、児童期、少年期、成人期と、その時期に適した「心身ともにねばり強い子」に育てることが「たくましさ」をつくる基礎を培う

基本的条件ではないでしょうか。ある時期、例えば四歳児のとき一回だけ「ねばり強く」育てておけば、その子は生涯ねばり強くなれるというものではないのです。

教育の適期からみて、情緒や性格の面をかなり強くもっている「たくましさ」とか、「ねばり強い」性質は、特に幼児期にその基礎が培われることが望ましいのです。大事なことは、その時期、時期にたくましく充実して生きる力を育てておくことが、その後にもたくましく生きる基礎となることです。

秋穂町立東幼稚園 高木芳子

所得税、町・県民税

正しい申告をお早めに

2月18日から3月15日まで

申告相談の日程

受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時

月日	曜日	会 場	該当者又は該当地区	
			午 前	午 後
2.18	月	社協会 講 室	所得税事業税申告該当者	
19	火	〃	〃 (税理士無料相談) 日は18日のみ	
20	水	町役場会議室	下村	祇園町
21	木	〃	本町 上本町	東本町 海岸通
22	金	加茂公民館	加茂	屋戸
23	土	中津江公民館	中津江	
25	月	花香南公民館	花香北	花香南 中道
26	火	西青江公民館	先青江	西青江 金山嶺
27	水	黒崎北公民館	黒崎北	黒崎南
28	木	東天田公民館	東天田	西天田
3.1	金	中野公民館	中野 1～65番	中野 66番以降
2	土	宮ノ且公民館	宮ノ且	
4	月	大河内公民館	大河内北	大河内南
5	火	浜中公民館	天神町	浜中
6	水	大海支所	北条	中条
7	木	浜内公民館	浜内	井南
8	金	赤崎公民館	赤崎	小浜
11	月	日地公民館	日地 1～100番	日地 101番以降

3月12日(木)から15日(日)までは、町役場会議室で受け付けます。

今年も、税金の申告のシーズンが近づきました。所得税の確定申告と納税、町・県民税の申告は、二月十八日から三月十五日までです。申告相談を次の表の日程で行いますので、必要書類をご持参のうえ、正しい申告をしましょう。日程当日に勤務やその他の都合で申告できない人は、申告期限の三月十五日まで受け付けますので、必ず申告してください。

なお、この申告は昭和五十九年分の所得税が確定し、また六十年度分の町・県民税を計算する重要な資料となります。

町・県民税の申告が必要なかた

▼昨年中に営業、農業、その他の事業、配当、不動産、退職金などの所得があったかた
▼サラリーマンで次のようなかた

■給与以外に地代、家賃、配当などの所得があったかた
■サラリーマンでも、日給などで働いて、勤務先の事業主などから給与支払報告書が提出されていないかた
■昨年中に退職したかた
■雑損控除、医療費控除を受けようとするかた
■厚生年金等を受給されているかた

るかた

※給与所得だけで勤務先の事業主などから給与支払報告書が提出されているかたや、所得税の確定申告をされたかたは、申告の必要がありません。

所得税の確定申告が必要なかた

■一般のかた
▼商業、工業、農業、漁業などを営んでいるかた
▼地代、家賃、配当、譲渡などの所得があるかた
なお、昨年中の各種の所得金額の合計が、基礎控除(三十三万円)、配偶者控除(三十三万円)、扶養控除(一人当たり三

十三万円)などの所得控除の合計額を超えるかたは、必ず申告しなければなりません。

■サラリーマン(給与所得者)
サラリーマンは、年末調整によって精算されるのが普通であり、確定申告の必要はありません。しかし、次のようなかたは申告しなければなりません。
▼給与の年収が一千万円を超えるかた
▼給与以外の所得が二十万円を超えるかた
▼二か所以上から給与をもらっているかた

土地や建物を売ったときの税金

土地や建物を売ったときの利益を譲渡所得といい、他の所得とは分離して所得税を計算します。

譲渡所得は売った土地や建物をいつから所有していたかによ



これだけは忘れないで

申告書が送られてきた人は、その『申告書』と『印鑑』
 給与などのある人は『源泉徴収票』
 雑損控除を受ける人は『被害を受けた住宅家財の明細書』
 医療費控除を受ける人は『支払った医療費の領収証・明細書』
 生命保険料控除のある人は『保険料が一契約九千円超のものの証明書』
 損害保険料控除のある人は『支払保険料の証明書』
 住宅取得控除を受ける人は『登記簿謄本』『住民票の写し』『売買契約書』『住宅取得に係る融資額の償還金額等証明書』

「長期」と「短期」に区分します。五十九年中に売った場合には、取得時期が四十八年十二月三十一日以前の場合を「長期譲渡所得」、四十九年一月一日以後の場合を「短期譲渡所得」として所得税を計算します。
 なお「長期」と「短期」では税率などが異なります。

贈与税の申告が必要なかた

昨年中に贈与を受けた財産の価額を合計して、六十万円を超えるときは、贈与税の申告をしなければなりません。

金銭のやりとりをしないで、親が所有していた土地・建物を子の名義に変えたり、金銭の貸借形式をとっていても「あると

控除あれこれ



雑損控除

災害や盗難に遭った場合

災害や盗難、横領により、住宅や家財に損害を受け、その損害額（保険などで補てんされた金額を除く）がその年の所得金額の一〇%を超えた場合、超え

き払いの催促なし」のように、実質的に贈与と認められるものについても、贈与税がかかります。また、夫婦間で住宅などの贈与が行われた場合は、一定の要

件のもとに、基礎控除六十万円のほか「配偶者控除」として最高一千万円までの控除が受けられます。
 贈与税の申告と納税は二月一日から三月十五日までです。
 た部分の金額が雑損控除として所得金額から差し引かれます。

医療費控除

病気やけがなどで、お金がかかった場合

病気やけがなどで、多額の医療費（保険などで補てんされた金額を除く）を支払い、その額が五万円またはその年の所得金額の五%のいずれか少ないほうの額を超えた場合、超えた部分の金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。
 ただし、美容整形や健康診断の費用、健康増進のためのビタミン剤などは、医療費に含まれません。

住宅取得控除

家を新築したり購入した場合

住宅を新築したり、購入する際、民間の金融機関などから住宅ローンの融資を受けるなど、一定の要件に当てはまるときは住宅取得控除が受けられます。
 この控除は入居した年から三年間にわたって所得税額から一定額が差し引かれます。

主婦のパート

最近ではパートタイムで働く主婦が多くなっています。そこで、パート収入と税金との関係ですが、年収が一定金額を超えると、夫の所得から配偶者控除が受けられなくなったり、主婦自身に税金がかかったりします。



パート収入は、通常、給与所得になります。給与所得は、年収から給与所得控除額（年収が百四十二万五千円までは一律に五十七万円）を差し引いて求めますので、年収が九十万円（月平均七万五千円）

次に、主婦にいくらから税金がかかるかは、主婦自身がかかるとは限りませんが、通常は納税者に一律に認められている基礎控除の三十三万円だけの場合が多いので、パートの年収が九十万円を超える」と所得税がかかります。

■外交員は気をつけて

パートで働く主婦の場合は、年収九十万円以下であれば給与所得控除後の所得金額が三十三万円以下となりますので、夫の方で配偶者控除が受けられます。
 外交員や生花、ピアノなどの教授による収入のある人の場合は、その収入から必要経費を差し引いた金額（事業所得）が三十三万円以下であれば配偶者控除が受けられます。

パート収入と税金

パート年収	夫の所得から配偶者控除が	パート収入に所得税が	パート収入に住民税が
86万円以下	受けられる	かからない	かからない
86万円超 90万円以下	受けられる	かからない	かかる
90万円超	受けられない	かかる	かかる

従って、パート収入が九十万円を超え、夫の所得から配偶者控除が受けられないことになり



皆さんは、健康ということについて考えたことがありますか。私たちは、日常にげなく行動していますが、これも健康だからこそのことです。健康は私たちが生活していくための大切な条件です。現在、「自分の健康は自分で守る」という健康づくりの思想が、高まってきています。

そこで、何か困ったり悩んでいるとき、もっと自分の健康を高めたいと思うときに、一人で抱え込まずに、早く相談解決したいものです。そのお手伝いとしての相談窓口が、市町村や保健所などにあります。

日ごろから、「わが家の健康ダイヤル」と称した健康や病気の相談等に必要連絡一覧表を作っておき、何かあったときはまず電話で相談してみてもいいかが

定例健康相談の日程 (当日が日曜日の場合、翌月曜日)

名称	期日	時間	場所	問い合わせ先
保健相談	毎月 7日	10:00	中央公民館	町役場保健衛生課
	17日	12:00	大海分館	電話 2121
心配ごと相談	毎月 10日	10:00	大海分館	町社会福祉協議会
	20日	15:00	老人福祉センター	電話 2549
心の相談	毎月 第1金曜日	13:30 14:00	山口保健所	山口保健所 電話 0839 5111
ディ・ケア	毎週木曜日 (第5を除く)	10:00 15:00	山口保健所	山口保健所 電話 0839 5111

保健相談

一般的な健康相談をはじめ、心の悩みから妊娠、育児、栄養などの疑問に至るまで、幅広く気軽な相談です。保健婦とほけん推進員による簡単な血圧測定、尿検査、乳幼児の身体計測なども行っています。

でしよう。また、表のような定例の相談も行なっていますので、有効に利用されるようお勧めします。

心配ごと相談

法務局、交通事故相談所、家庭裁判所、職業安定所、児童相談所の職員のかたがたや、人権擁護委員、行政相談員といった専門的立場にある相談員が、どんな事でも相談に応じています。なお、秘密は厳守します。

心の相談

イライラ、眠れない、つきあいがうまくいかないなどといったさまざまな心の悩みに、専門医がお答えします。なお、秘密は厳守します。

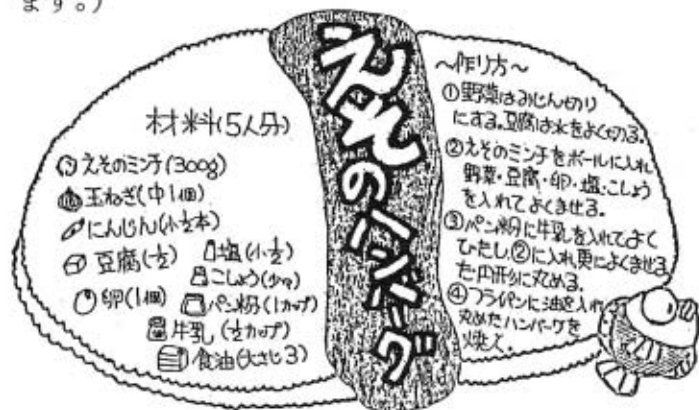
ディ・ケア

在宅中の精神障害者のかたがたが、料理やスポーツ、相談などを通じて社会復帰を目指すとき、手助けしていこうとするものです。

これらの相談のほか、健康教育、健康診査、家庭訪問、予防接種の場において随時保健婦が相談をお受けしていますので、どうぞ大いに活用してください。

おすすめの味

私たちの町でたくさんとれる魚を使っています。材料が豊富で栄養満点。骨ごとミンチにして、ぜひ子どもさんに作ってあげましょう。(ほかの魚のミンチでもできます。)



お知らせ

健康カレンダーは3月下旬に配布予定です。ご了承ください。

22	20	19	18	7	6	日曜日
金	水	火	月	木	水	受付時間
10:00 14:00	13:15 14:00	10:00 12:00	10:00 15:00			
貧血教室	健康診査	保健相談	貧血教室			行事名
中央公民館	中央公民館	大海分館	大海分館	中央公民館	中央公民館	場所
希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	希望者	対象

2月の保健衛生行事表

郷土史 (137)

三吉氏の給地

福山市で酒造業を営まれている三吉和重氏の尊父三世直右衛門氏がまとめられた「三吉家系図」には、一五代三吉秀央が、天正年間（一五七三～一五九二）に毛利氏に臣属し、秋穂の城主に封じられたという記事がある。この点につき、「秋穂町史」執筆段階では外の史料による裏



左から八幡裏、荒神原、外屋方面

付けができなかったため、「その可能性は十分である」という記述に止めていたが（二九七頁）、この程、三吉氏が秋穂に給地を与えられていたことが確実になる史料が見つかったので、この場をお借りして『秋穂町史』の補訂をさせていただきたいと思う。

その史料は、三吉惣三郎に宛てて毛利氏の検地奉行山田平右衛門尉が出した周防国吉敷郡秋穂庄内打渡坪付である（天正一

秋穂と三吉氏

九・一五九一年三月七日『広島県史』古代・中世資料IV所収）。天正末年に毛利氏は領国全体に及ぶ検地を行い、続いて知行替を行ったが、この時三吉氏は秋穂に給地を与えられたのである。

給地の内容

坪付には次の例のように、田地所在・田積・分米・名請人在所・名請人が記されており、三吉氏の給地が、どこの誰の、どこにある田かがわかるのである。

「天田 田壹段半 米九斗
天田 助左衛門
宮ノわき 田一反半 米三斗

且ノ源助」合計田六町八反、分米三三石八合で、外に畠大（二四〇歩）、この頃は一反二（三六〇歩）、屋敷九〇歩、同小（一二〇歩）がある。

田の三分の二は沖夕・外やに集中しており、あとは天田・荒神原などに散らばっているが、全体として二島に多い（表1参照）。分米は反当五斗前後を中心に、二斗から九斗八升までばらつきがある。名請人の在所は、

仁弘寺・瀬宜・二嶋・天田などであり、やはり二島が多い。（表2参照）名請人の中には、東光坊（真照院）、妙連寺（惣在所愛染堂）、福楽寺など現在にながる寺庵もみられる。三吉氏の給地は二島に片寄っていることがわかる。

名請人毎の田地合計は妙連寺の七段が突出し、あとは二反以下が殆どである。このことからここに出てくる名請人は、他の給人の給地にも田を持っていたと考えられる。天正末年の検地後、賀屋氏も秋穂に給地を得ており、この頃の秋穂は何人かの給人に分割され、一人の農民の

田地が複数の給人に分与されるという散りがかりの形態がとられていたことが推測される。

給人三吉惣三郎

さて、給人の三吉惣三郎は、「三吉家系図」によれば、隆亮男秀央（又右衛門、丹後守）である。秀央は秋穂に給地を得た後改易され、備後神辺城主杉原盛重の客分となり、杉原氏没落後は下竹田村（深安郡）に移住し帰農したという。

しかし、杉原盛重は天正九年（一五八一）に死亡しており、天正一二年には羽柴方内通という理由で、杉原氏は毛利氏によって討たれている。神辺城と周辺は直轄領となり、杉原氏は景保が一四〇〇貫の所領を与えられて家名を存続させたという（『神辺城をめぐる武将』神辺郷土史研究会編）。

「三吉家系図」の記載は時代の錯乱があるが、三吉氏が秋穂を去って、深安郡に移って帰農したことは確かであろう。

天正末検地後の給人配置を示す「八箇国御時代分限帳」には、既に、吉敷郡に給地を持つ三吉氏の名は見えず、改易の理由もわからない。

三吉氏は隆亮男広高の系統が毛利家臣として存続するが、譜録には秀央の名は見えない。改易によって、秋穂との関係も萩藩史料中に残らなかったものと思われる。

（山口芸術短大講師・田中倫子）

表1 田地の所在

地名	筆数	面積合計	
		反	歩
山原	1	3	000
表ヶ	1	2	40
かウ	3	4	120
ケ	1	1	180
タ	23	31	240
や	11	9	330
ノ	3	2	180
わ	2	1	240
田	2	3	000
原	2	3	000
中	3	2	150
田	1	1	000
中	1	1	240
内	1	1	120
法	1	1	300
さ	1	1	300
お	1	1	300
垣	1	1	240
内	1	1	240
計		63	300

（中欠のため合計と数字が違う）

表2 名請人在所

名請人の在所	人数(延人数)
仁弘寺	8
二嶋	7
瀬宜	9
正	3
税南	3
且	6
天	9
田	1
中	1
内	1
橋	1
田	1
赤高	1
都	1



手足も凍てついて

「メイン」。体育館に響き渡る威勢のいい声が気持ちいい。面越しに吐き出される息は、小刻みに「ハッハッハッ」と、荒くそしてまっ白だ。

雪が降り続く一月十三日、秋穂小体育館での秋穂少年剣友会。けいこ始めは、手足も凍てつくような寒い日に行われました。

まだ剣道を始めて一年にも満たない豆剣士たちは、ちよっぴりお母さんに手伝わってもらって



「メイン」と、威勢のいい声が響く

背丈ほどの竹刀をいっしょくけんめいに振って…



の身支度です。きちっと支度ができると、早速練習開始です。指導者の先生の、優しい目、そして厳しい態度の教えのもと、豆剣士たちは

自分の背丈ほどの竹刀をいっしょくけんめいに振り降ろしていました。

心身の鍛錬が主

秋穂少年剣友会は、昭和五十年にできました。現在、九十五人の剣士が、毎週日曜日に汗を流しています。白いはかま姿(女性)も十一人。道場の体育館にはすきまもできないほど、剣士たちは所狭しと動き回っていました。

指導者のかたも十人、OBの高校生も手伝いに来ていました。県下の各大会をはじめ、あっちこちの神社で行われる大会もあり、腕を試すチャンスはたくさんあるようです。

安田義正先生(宮ノ旦那)は、「剣道を通しての、精神と肉体的、心身両方の鍛錬が主ですね」と話しておられました。

三位一体となつて

ある小学一年生のお父さんは「うちの娘は、ごそ、じゃから、剣道をやらすと落ち着こうと思つてね。日ごろ言うことを聞きやあせんのが相手じゃから、先生はまだまだ厳しゅうしてももうてもええね。このように、き

ちつとした指導者がおつてなら任せられるよ」と、冷たい体育館の床に正座したまま、真剣なそして優しい目で、我が子を見守りながら話してくれました。近郷剣道大会のときなども、父兄のかたがたはうどんを作つてサーブスするなど、指導者へのバックアップに本気で取り組んでおられるようです。

この日も、大きなナベにいっぱいのごんざいが用意されました。けいこを終えた子どもたちは、きちっと一列に並んで正座し、氷のように冷たくなつた手をおわんで温めながら、おしそうにはおぼっていました。このように、指導者、父兄、子

地域が一体となることによって、ほんとうの、たくましい秋穂っ子が育っていくのでしょうか。



けいこを終えて食べる、ぜんざいは格別だ

ちの主演

日地平賀克雄 さん



長女 理江ちゃん

56年3月7日生

二女 絹枝ちゃん

57年10月1日生

いつまでも、姉妹仲良くして欲しいと願っています。(お母さんの君子さん)

りっぱに出来上がった▶ 手作りのたこ

冬の遊びは手作りのたこで…と、12月16日(日)中央公民館でたこ作り講習会が開催されました。

短時間の講習会でしたが、指導者の熱心なご指導で、みんなりっぱに出来上がった作品に満足そうでした。

このたこはきっと、寒い冬空を縦横無尽に舞うことでしょう。



◀しめ飾りづくり 伝承教室

12月26日(水)、中央公民館と大海分館でしめ飾りづくり伝承教室が開催されました。

この日は多数の子どもたちが参加し、熱心にしめ飾りづくりに取り組みました。

最近では、スーパーなどで買って来たものを飾る家庭が多いようです。参加者の家庭では、自分たちで作ったしめ飾りで玄関を飾り、新しい年を迎えました。

土づくりに熱い目が▶

去る1月21日、秋穂農協で『秋穂町土づくり推進大会』が開催されました。

スライド映写のあと、県農業試験場環境部長の井尻敏文講師による「米づくり、土づくり」と題した講演がありました。会場を埋め尽くした農家の皆さんは、その講演に熱心に耳を傾けていました。

最後に、反転深耕の実演などが行われ、参加者の関心を集めていました。



この紙面「ひろば」はあなたの意見でつくるページです。

随想、自慢の料理、暮らしの知恵、写真などをこの紙面を通じて町民の皆さんへ披露してください。

また、「なかまたち」に登場してみようというかたたちはいらっしやいませんか。

お気軽に企画室(電話二二二一 有線二三一一)までご連絡ください。

今月の表紙は、なかまたちでもご紹介した秋穂少年剣友会の「けいこ始め」の様子です。

チビッ子剣士の手や足を見ると、なんと紫色に…。「ボクは冷やうないか」と聞いてみたところ、「うん、はじめは冷やうてやれんかったが、今はボカボカしちよるよ」と。

その元気のよさに、子どもは風の子とはよく言ったものだ、思わず感心してしまいました。

雪を見ると、まっ先にストーブやこたつなどの暖房器具を思い浮かべるようになった最近、雪だるまを作って遊んだころのことが、なつかしく思い出されます。

献血にご協力を

2/13

今日、献血の輪は、全国いたるところに広がり、秋穂町でも多くのかたがたに、愛の献血にご協力をいただいております。

善意の献血により提供された貴重な血液は、大切に調整保存され、輸血を必要とされる多くの患者さんたちに有効に使用され、献血の心は大きく広がっています。

本町へも、次の日程で移動採血車「しるぼと号」が訪れます。冬場は寒さで献血者が減り、保存血液が不足しがちです。皆さんもぜひこの機会に家族や友人知人に呼びかけあって、愛の献血にご参加くださいますようお願いいたします。

日時 二月十三日(水) 午前九時から十二時までと午後一時から三時まで

会場 秋穂町役場中庭

献血できる人 十六歳から六十四歳までの健康な人で、体重が四十五キロ以上の男性、四十キロ以上の女性であること。ただし妊娠中または産後六カ月を経過していない女性はできません。

※当日は、採血にあたり、医師による事前検査を行ったうえで採血されます。

※献血者への検査サービスとして採血された血液は生化学的検査を実施し、結果が通知されますのでご自分の健康管理にお役立てください。

20歳になったら国民年金

日本に住んでいる人はすべて、いずれかの公的年金制度に加入し、老後や万一の事故に備えることが義務づけられています。

国民年金制度は、厚生年金保険や船員保険、各種共済組合などの年金制度に加入していない農林漁業、商業などの自営業、サービス業などの人とその家族のための公的年金制度で、日本

に住んでいる二十歳から五十九歳までの人は必ず加入することになっています。

二十歳になられた皆さん、老後のためにもいざという時のためにも、早く国民年金に加入しましょう。

加入の手続きなど、詳しいことは、町民課社会福祉係へお尋ねください。

消防団 出初め式



夫婦池での一斉放水

二五〇人、きびきびと

33人が表彰を受ける

新春恒例の秋穂町消防出初め式が、一月五日午前九時から秋穂小運動場で開催されました。

当日は暖かい天候に恵まれ、町設、自衛消防団員併せて二百五十人が参加しました。

消防団長訓辞のあと、三十三人のかたが功績章などの表彰を受けました。

式典終了後、行事として秋穂小前の夫婦池で、町設三分団、自衛十七分団による一斉放水がきびきびとした態度で行われました。

当日、表彰されたかたがたは次のとおりです。

(敬称略)

▼山口県消防協会長表彰▲

功績章 繁光恭一

永年功績章 ▼四十年 河野新治 ▼三十年 中元喜好、河野雄吉 ▼二十五年 末広直茂、徳光啓加、澄川憲三 ▼二十年

河野俊明、道中俊二 ▼十五年 松田努、藤田進、道中勝正、道中幸栄、上田治男

▼秋穂町長表彰▲

勳統章 ▼十年 村田美之

功労章 中元喜好、小池省二、緒方延次、近本哲至、松田努、安井秀明

精勳章 末広直茂、徳光啓加、上田洋二、田中邦生、平田晶俊、若月久義、吉村壽行、久保清三、道中幸栄

自衛消防団員勳統二十年 安光章、安光久治、安井正博

◎お祝いは電子郵便で

入試合格や就職などのお祝いのメッセージは、手書きのお祝いの言葉やイラストをそっくりそのままスピーディーに送れる電子郵便がいちばんです。手軽に書けるひな型も用意してあります。ご利用ください。

お年玉当せん番号

- 一等（電子レンジ） 八二八二五八
 - A組 二八七二七二
 - 各組共通 三三二一八七
 - 六三三〇〇八
 - 二等（インスタントカメラ）
 - A組 下五けた八九二二六
 - 各組共通下五けた七三三七〇
 - 三等（手紙セット）
 - 各組共通下三けた 五九六
 - 六〇三
 - 四等（切手シート）
 - 各組共通下二けた 一一
 - 二二、七二
- 引換期間は七月二十日までです。
- ☆ ☆ ☆
- バレンタインデーに愛の郵便を

簡易保険融資

のお知らせ

秋穂町では、五十八年度に中学校用地の取得造成事業を実施しましたが、この資金として郵便局の簡易保険積立金から五千

八百五十万円の融資を受けています。

郵便局で加入をお勧めしている簡易保険は、加入者の皆さんの生活の保障に役立っているばかりでなく、地域社会の発展と福祉の増進に大きな役割を果たしています。

療育相談会を開催

この相談会は、県心身障害児総合療育システムの一環として開かれます。心身に障害がある、また障害が起こる恐れがあるお子さんに対し、適切な助言や指導を行い、その心身の回復改善をはかることを目的としています。

日時 二月二十六日（火）午後一時～三時

場所 社会福祉センター しらさぎ会館（山口市堂の前一―五）

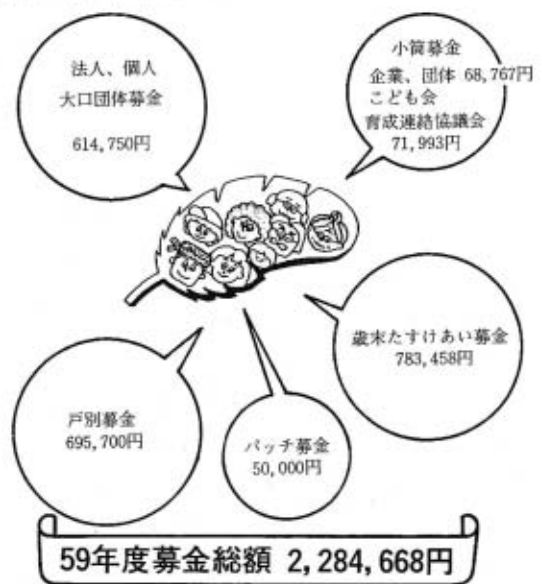
申し込み 二月十二日（火）までに町役場保健衛生課へ

子ども会会員の皆さん

皆さんの集めてくれた小筒募金は、全部で七万一千九百九十三円もありました。さっそく共同募金会を通じて恵まれない人たちのために役立てます。

秋穂町子ども会育成会長

やさしさをありがとう



善意でいっぱい

昨年町内の各事業所、団体、子ども会育成連絡協議会の皆さんに、小筒募金のご協力をいただきました。ボランティアのかたに開缶、集計していただいた

被保護要保護家庭	68 世帯	213,000 円
長期在宅療養者	23 人	46,000 円
重度心身障害児者	71 人	142,000 円
児童福祉施設入所児	287 人	86,100 円
病院施設入所児者	100 人	150,000 円
不遇児童・生徒		142,468 円
見舞金送料		3,890 円
合計		783,458 円

募金は、全部で十四万円余りありました。なかには五百円札や千円札もあり、事務局では思わずワーッと歓声があがりました。婦人会のかたがたの集めてくださった歳末たすけあい募金の開封、小筒募金の開缶、集計と事務局はたいへん多忙ではありましたが、皆さんの善意でいっぱい、うれしい師走でした。

社会福祉協議会では、共同募金会より歳末たすけあい募金の配分を受け、配分委員会で審議のうえ次のとおりお届けしました。

お知らせ



◆町税の納期

今月は、固定資産税の第4期分と国保税の第9期分の納付月です。2月28日までに納めましょう。

◆スキー教室を開催

町スキー連盟では、次のとおり第5回スキー教室を開催します。多数の参加をお待ちしています。

期日 2月17日(日)

会場 広島県雄鹿原スキー場

募集人員 40人(申し込み順)

対象 中学生以上

集合場所 町役場駐車場

出発時刻 午前4時30分

参加料 4千円(バス代ほか)ただし、貸スキー、貸くつ希望者は別に4千円程度必要です。

参加申し込み 町中央公民館へ、2月7日(木)までに参加費を添えて申し込んでください。(定員になりしだい締め切ります)

◆技能士訓練課程
通信制訓練の受講者募集

生産現場に働く技能労働者に高度な技術水準への到達の道を開くために、通信制訓練の受講者を募集します。

訓練科目 一級一機械加工、配管など6科 二級一配管、建築、金属塗装など29科

受講資格 実務経験のあるかた
訓練期間 標準1カ年(いつでも受け付けます)

受講料 一級8千円、二級6千円

詳細 ☎753山口市大字矢原字花ノ木1284-1 山口技能開発センター(☎0839☎1948)

◆山口高校の
通信制生徒を募集

募集人員 ○普通科一 300人

○衛生看護科一 100人

○特科一特に制限なし

入学資格 ○普通科一(イ)中学校卒業又は卒業見込みのかた (ロ)高校中退者 ○衛生看護科一 上記の資格をもち、岩国・柳井・大島・防府・山口・吉南・厚狭・萩各准看護婦養成施設に入所し

ているかた ○特科一制限はないが高校卒程度が望ましい
願書・受付期間 3月15日~4月10日

出願に必要な書類 ①入学願書 ②調査書③個人調査票④写真3枚⑤衛生看護科出願者は①②③④のほかに養成施設入所を証明するものが必要 ※上記①②③は本校備付の用紙を使用

特科生 卒業を目的とせず、勉強したい科目を選んで学習します。希望者は前記①③の書類を提出してください。

入学許可 書類審査のうえ決定し、4月12日ごろ通知を郵送

詳細・書類の請求 ☎753山口市糸米1-9-1 山口県立山口高等学校通信制課程(☎0839☎8511)

◆補聴器の修理日

本庁町民相談室 8日午後2時~3時▷15日午前11時~12時

大海支所 8日午後3時~4時

▶相談はこれまでどおり無料ですが、修理費については一部負担していただく場合があります。ただし、身障者手帳のない人は実費となります。

ご冥福を祈ります(敬称略)

地区	氏名	年齢	逝去の日
大河内南	山崎 ヨシノ	76	12月21日
先青江	安光 栄吉	81	同 28日
中条	為末 次郎	77	1月5日
西天田	福江 要二	72	同 13日

(12月16日~1月15日届出)

町の人口(1月1日現在)

<前月対比> 12月中の異動の内訳

人口	増加分	減少分
9,286人 -10	出生 3人	死亡 9人
男 4,442人 ±0	転入 8人	転出 12人
女 4,844人 -10	計 11人	計 21人
世帯数 2,515 -3		

休日当番医 (午前9時~午後6時)

月日	内科 I	内科 II	外科
2/3	岡村医院・小郡③ 2053	徳田医院・嘉川 2512	共立病院・阿知須 2200
10	柳沢医院 " ③ 3121	賀屋医院・二島 2033	嘉村外科・小郡② 2513
11	岩崎クリニック " ③ 0637	藤井医院 " 2002	相川医院・四辻 2177
17	岡医院 " ② 2388	有富医院・秋穂 2705	村田外科・小郡② 7100
24	池田医院 " ② 1002	同仁病院・阿知須 2130	小川整形 " ② 2887
3/3	浜本小児科 " ③ 0616	田村内科・嘉川 4749	同仁病院・阿知須 2130

土曜夜間当番医 (午後7時~10時)

月日	内科系	外科系
2/2	林病院・小郡② 0411	吉武医院・秋穂 2330
9	同仁病院・阿知須 2130	相川医院・四辻 2177
16	池田医院・小郡② 1002	共立病院・阿知須 2200
23	新井医院・阿知須 2048	林病院・小郡② 0411
3/2	田中内科・小郡② 2325	三隅外科 " ② 1003

※ やむをえない事情で、当番医を変更することがあります。

- 吉南医師会 -

今月の心配ごと相談日 12日(火)大海分館・20日(水)老人福祉センター